平成２３年（フ）第２０２号
秋田市山王沼田町７番８号　リハイム山王102号
債務者　太田　　園
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３号
秋田市飯島新町３丁目３番10号
債務者　遠藤　智幸
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７号
福島市永井川字古内23番地の６
債務者　大河内良子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１００号
福島市丸子字沢目８番地　大槻サニータウンN101号
債務者　丹治　敦宏
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
福島県相馬市坪田字下台353番地
債務者　丸山　直樹
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１９号
福島県相馬市山上字前原198番地
債務者　齊藤　良恵
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１２６号
茨城県筑西市有田493番地
債務者　古澤　英光
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２９号
茨城県筑西市小栗3819番地１
債務者　向坪三津子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３１号
茨城県古河市東山田1815番地189
債務者　水除　武久
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３８号
茨城県古河市東山田1684番地６
債務者　髙津戸美幸
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２７号
群馬県みどり市大間々町桐原368番地３
債務者　曽根井雅夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第５２７号
千葉県船橋市上山町１丁目154番地14パレド上山２号館204号
債務者　金本　瑞子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６０号
千葉県船橋市栄町１丁目15番３号　三木屋荘102号
債務者　寒河江勝彦
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６４号
千葉県市原市姉崎1242番地１　２号
債務者　諏訪　一男
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８３号
千葉市稲毛区作草部町1260番地１ドメイン西千葉605号
債務者　菊地　政則
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２０号
千葉市稲毛区山王町130番地の20
債務者　稲葉　伺郎
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６３５号
千葉県船橋市海神１丁目29番29号　矢作荘202号
債務者　宇佐美信子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
千葉県南房総市富浦町原岡１番地２
債務者　倉田　　愛（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所館山支部